

## 会議結果のお知らせ

第7回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会を、次のとおり開催しました。

令和5年9月8日

宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会

### 1 開催日時

令和5年8月23日（水）午後2時～午後3時30分

### 2 開催場所

崎山公民館 多目的ホール

### 3 議題

（1）経過報告について

（2）「宮古市文化財保存活用地域計画」修正案について

### 4 会議の概要

事務局より前回会議からの作成経過について報告するとともに、今後のスケジュールについて説明を行った。また、「宮古市文化財保存活用地域計画」修正案についての検討を行い、意見等を踏まえ文言や一覧表等を修正することとした。

詳細は、別紙会議録のとおり。

### 5 問い合わせ先

宮古市教育委員会事務局文化課

電話番号0193-65-7526

## 第7回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会 会議録

- 1 会議の名称 第7回宮古市文化財保存活用地域計画策定協議会
- 2 開催日時 令和5年8月23日(水)午後2時～午後3時30分
- 3 開催場所 崎山公民館 多目的ホール
- 4 出席委員 熊谷常正(会長)・中嶋勝司(副会長)・濱田 宏・海津ゆりえ  
青柳かつら・武内 寛・藤島洋介・松本 徹・高辻陽介・佐藤淳一  
赤沼真知子・在原歌織・福原隆泰
- 欠席委員 柳澤忠昭・澤田満穂
- 5 傍聴人 1人

(事務局) 伊藤晃二教育長・北舘克彦文化課長・假屋雄一郎市史編さん室長・安原誠埋蔵文化財センター所長・鎌田祐二北上山地民俗資料館長・千葉剛史主任学芸員・菊池駿貴学芸員・田代奈緒美事務補助員

計22名

### 審 議 経 過

#### (1) 開会

#### (2) 教育長あいさつ

お忙しいところ、そして暑い中お集まりいただきました。ありがとうございます。

小、中学校も2学期が始まりました。ただ残念ながら、ぼつぼつとコロナの陽性者が出ています。親御さん含めて、先生方も、各学校で十分に配慮しながらも、やはり人の流れが多くなったものですから、子供たちも出かける機会が多いということで、休んでいる子供さんが増えてきました。

2学期が始まって、明日、明後日管内中学校の陸上大会と駅伝大会があります。ただ明日36度で、陸上大会を午前中の2時間ほどで終わる。午後は駅伝でしたが、昨日今日協議した結果、明後日に順延して、女子の駅伝は8時とか、男子9時ということで、午前中に終わるようなスケジュールのようです。北海道でも炎天下の中で小学生が亡くなったということもありますので、小、中学校でもまだ気温が高い状況なものですから、屋外での状況は十分気を付けながらやっている状況であります。

令和3年から始まったこの協議会ですけれども、今回で第7回になります。前回までも会長にはご配慮いただいて、ご指導いただき、大詰めになってきました。次の第8回は年明けになりますけれども、パブリックコメントを通じて、軸の修正とか文言とか表現の仕方、あるいは資料の提示の仕方、文化庁のご指導もいただきながら進めておりますので、次の第8回ではかなり内容が固まった状況になります。本日は、今までの資料を参考にしながら、皆様から忌憚のないご意見をいただければと思います。限られた時間の中ですけれども、どうぞよろしく願いいたします。

#### (3) 会長あいさつ

コロナが終わる前に暑さという難敵がやってまいりました。これはもう少し時間が経てば終わるものだと思いますが、それと同時に本市での地域計画も、暑さの落ち着くころにはあらかた決まる状態を迎えなければいけない状態になっていると思います。次回の会議がいよいよ最終的な確認の場になります。本日はこの計画の最も宮古市の文化財の個性を示すような部分であります第7章、第8章の審議、議論を中心に進めさせていただきたいと存じます。

文化庁でも、全国の地域計画をチェックする中で、基本的な姿勢というのはスリム化と申すでしょうか、非常に簡潔にまとめる、というふうになってきているようでありますが、やはり言うべきことは言わなければいけないというのが、この計画だろうと思います。そういった意味で説明があると思いますが、前回までの指摘をいただきまして、大きく見直しが行われました。その点につきまして、議論をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### (4) 議題

・経過報告について（事務局説明）

《質疑応答》

なし

・「宮古市文化財保存活用地域計画」修正案について（事務局説明）

《質疑応答》

（会長）第1話で、国立公園というのはどのような位置付けになるのですか。例えば早池峰の国立公園もそうですけれども。

（事務局）国立公園は環境省が管理して、国立公園は県が管理する。P19に付け足したのですが、(4)のところ、自然環境の活用というのがあります。自然的環境の最後に付けまして、環境課と協議したときに、資料を頂いて、環境課でも自然観察会とかやっているものですから、そういうことも入れたりしました。その中で繰り返しにはなるのですが、三陸復興国立公園と早池峰国立公園です。

（会長）P19に記載している、例えば重茂の自然観察教育林みたいなものは入っていますか。

（事務局）区域のところで入っています。

（会長）関連文化財群の中には入ってはいない。

（事務局）自然教育林は入っていません。第8章の区域のほうの(E)には入っています。P123の文化財一覧の5番、教育林とは入れなかったですが、十二神山ブナの原生林として入っています。

（会長）どう扱えばいいですかね。

（委員）国立公園としては、いま仰っていたP19とか、P26で触れていただいていたたりして、国立公園、国立公園によって守られているという、そういう仕組みがあるのだなというのは何となく分かると思っていました。国立公園、浄土ヶ浜だけでも、特別保護地区なのか、第一種特別地域なのか結構複雑に入り組んだりしているので、なかなかそこまで緻密に記載していただくのが、はたしてよいのかどうかというのはちょっと判断がつかいかねますが、まず国立公園という制度もあるというのをお伝えする趣旨においては、今の記載で伝わるのではないかと思います。

（会長）逆に言えば課題として、浄土ヶ浜が出てまいりましたけれども、国の名勝としての保存活用計画を作っていないとダメですよ。ですから今ありました保護区域のランク付けというのは、保存活用計画の中できちんと位置付けるというあたりを、どこかで謳っておいたほうがいいのではないのでしょうか。例えば保存活用計画が、史跡なんかについては一般的に行われていますけれども、名勝とか天然記念物についてはほとんど行われていない。

（委員）あるところもあるのですが、厳美溪とか。ないところはない。

（会長）きちんと保存活用計画を作るのだ、というあたりをここで謳って、国立公園の保存との調整を図っていくということ、きちんと謳っておいたほうがいいのではないのでしょうか。

それから一つ気になったのは、きっかけ作りでお話しさせていただきますと、P111「早池峰山麓の暮らしと祈り」の中で、郷土食と保存食があるのですが、郷土食というのが適切

な言葉かどうかはともかくとして、P 1 1 1の方針の3では、「行事と技術を記録保存する」ということと「料理教室などを通じて、人材を育成し、観光交流に」。なんかこの伝統的なもの、食文化に対してこれだけでいいのかという気はします。例えばもうちょっと積極的に郷土食として売りに出すとか、観光振興に位置付けていくとか、そういったことはできないか。観光資源として山間の伝統的な食文化というのをきちんと位置付けていく。

(委員) 宮古のいろいろな宝があって、私たちも整理したことがありますが、最近の若い人に私たちが調べて出したものをお見せしても、知らない、と言います。お料理の名前とか、食材もこれ何のことだっけ、と出てきたりするのです、この食のところは、かなり存亡の危機にあるところが多いのではないかと思います。むしろ積極的に引き出していくという意味でも、会長がお話したように大事な視点だと思いました。

(会長) 記録保存も大切ですが、やはり現実問題として、消滅していく文化だという危機感をもう少しあらわにした方がいいのではないかと思います。

(委員) 教育も絡めてもいいと思いますね。観光だけではなくて。

(会長) というような感じで、何か関連文化財群の設定や、あるいは内容についてご意見があれば出していただきたいと思います。

(委員) 国立公園、国定公園の枠組みの話がありましたが、そうすると自然環境保全地域とか、森林整備保全地域とかあるので、どこかで分かりやすく。ページが増えるのもあれですけど、読んだ人が分かりやすくというか、調べればいいのしょうけれども、ちょっとした注釈のようなものがあつたらいいと思います。あるいは最後に索引というか、言葉の分からないものを後ろに並べて、そういうのでもよいのかもしれない。

(事務局) P 1 9の(4)、2段落目に「区界高原自然環境保全地域」と「黒森山環境保全地域」、これがいま宮古市では指定されています。環境課のほうから資料をいただいて書いたのですが、この程度の説明でいいですか。青松葉山がはずれたみたいだと言っていました。最新のリストには指定が入っていない。

(委員) 調べてみます。青松葉山は自然環境保全地域で宮古市側も入っていると思いますけれども、岩泉町とまたがっている。

(会長) チョウセンアカシジミは関連文化財群では出てこないですか。

(事務局) 入っています。P 8 4の構成文化財の1 2番。あとは文化財保存活用区域のB。

(委員) 2点あります。1点目はストーリーに関連して、前回の会議で指摘させていただいて直っていない部分がありまして、その意図を説明、補足いただけたらと思います。P 8 0のところ、5つのストーリーが短編集『みやこ物語』である。これは前回もそうでしたけれども、平仮名表記になっています。それ以外は今まで漢字表記で通ってきて、あえてここで平仮名をお使いになるのであれば、その意図を明らかにしたうえで使った方がいいのではないかと、という話をさせていただきました。おそらく2010年の合併後、新しい市とか新しい自治体とかコミュニティを示す、シンボリックなものとして使用しておられると思います。だから「観光客の周知にも活用します。」という文の後に、「「みやこ」とは」と、この平仮名を使っている意図をお示しいただきたく思います。平仮名の「みやこ」の表記はP 8 7とかP 9 5とか、ぽつぽつと出てきます。その辺りも統一したうえでお使いいただければと思います。

2点目、P 9 0の2行目、「現代の漁業や林業とも関連付けた事業の展開を考えていく」という記載がございます。現代の漁業というのは、縄文時代も漁撈をやっていますので、昔と今との繋がりに思いを馳せてみるという発想もありますが、縄文時代に林業はあったのでしょうか。というところで、林業は飛躍があるのではないかと率直に思うわけです。北上山地民俗資料館が入っていますので、その資料館が得意なところの昭和期までの林業のところを、昭和期までにみられた民俗というのに変えて、具体的には、漁撈とか狩猟の技術や道具、

それから木の実や樹皮の利用文化とも関連付けた事業に展開するとか、そんなふうにした方がじっくりくるのではないかと思いました。そういった内容を第5話のところでも出てくるのですけれども、ちょっと区別をつけるなり、すみ分けなんかもしたうえで直していただいた方が、すんなりくると思いました。

(会長) やはり1つのタームでイメージが全然変わってくるがあるので、P90の2行目にある林業というご指摘をいただきましたけれども、他のところにも同じようなところがないかチェックしてみてください。

(事務局) 最初にご指摘いただいた平仮名の「みやこ」は、定義の部分をP7に入れて次回お示ししたいと思います。ここでさっきも言いましたが、地域資産(地域の宝)となっていますが、地域の宝だけにして、それについて定義付けをしたいと思います。

文章がちょっとおかしいとか、意味が通じないとかご指摘いただけたらと思います。市民に向かって、高校生でも分かるようにということです、そのようにできるだけ心掛けたいと思います。

(委員) 前回より絞られてとても分かりやすくなったと拝見しておりました。P96の盛合家の件ですけれども、南部鼻曲がり鮭と書いてありながら、本文の中に鮭の話が全然出てこない、記載があったほうが良いと思います。南部鼻曲がり鮭という名前が付けられた由来があるということだったので、これが商家と関係があるということでした。大槌町の吉里吉里善兵衛の時代だそうですけれども、そんなことも入れるとより親しみも持てるし、そうだったのか、とみえてくると思いました。

それと、これからこのままパブリックコメントにまわるとしますので、作り方の中で、所々黄色い地に白の文字というのが出てきています。P7の一番上のところの、これ絶対NGなので。黄色地には黒い文字というのは鉄則だと思いますので、直していただければと思いました。

第8章のところ、地図が何箇所か出てくるのですが、これで読ませるのであれば、地図の中の文字が読めるくらい大きくなると思います。高校生は読めると思いますけれども、私くらいになると読めない、よろしくお願いします。

(事務局) 全体的に地図はもうちょっと字を大きくしたほうが良いでしょうか。

(委員) そうですね。ちょっと縦横になると気持ちが悪いというのがあるかもしれませんが、読めなかったらこのページだけは横にするとか工夫していただいて、読み手に優しく構成していただけたらいいと思います。

(会長) 確認したいのですが、復興調査絡みで宮古市で発掘した遺跡の遺物はどれくらいの量になりますか。何百箱とか。

(委員) 千箱は超えると思います。

(委員) 埋文センターでやっている高根遺跡ではとてつもない量が出ています。

(会長) 遺物の返却というか、宮古市への移管について書いていない。これは埋文センター所長に係ってくるのかもしれないけれども。置く場所があれば。

(事務局) いまお話があったように、置く場所がない。それを少し手立てしてからでないと難しいと考えています。そこは検討していければと思います。

(会長) せっかくこういった中できちんと位置付けている資料なので、地元で持ってこられる資料なわけです。今は埋文センターの所長が話したように収蔵場所は確保できていないけれども、そういった問題を、やはりあるのだとどこかに位置付けて置いていただければいいと思います。まさに宮古の宝ですよね。地元への移管というのは積極的にやっていただきたいと思いますのでお願いします。

前まで12あった関連文化財群を5つにまとめていただきました。非常にコンパクトになったということもありますし、いろいろなものが一緒になったということもあります。

しかし、すっきりして面白くなったのではないかというのが第一印象です。前のようにいろいろなものがあるために、集中できなかった。それを5つにまとめていただいたから、すっきりするという点もあって、非常によいのではないかと思います。できたらもう一つ、未指定のものといましようか、課題、掘り起こしなんかも含めてちょっと検討していただきたいと思います。

次に第8章。ちょっと見ていただいて、その中で課題がいくつか出てまいります。先ほど資料編の後についている、A3の資料、これと絡めながら後ろの方の第9章、保存活用の取り組みのところを見ていただければと思います。まず、文化財保存活用区域のところの説明をお願いします。

#### P112～ 事務局説明

(会長)文化財保存活用区域は指定文化財を中心に、周辺の文化財群を取り上げて、計画的に保存活用を進めていくというように位置付けられるところであり、ある程度調査が進んでいるところと、進んでいないところがある。面積の大きい小さいや地形の違いなど。調査が進んでいないというのもありますけれども、基本的には指定文化財を中心に、市内をできるだけ網羅するような形で設定がなされているのではないかと思います。問題はこういった調査を含めた現状と課題、それから今後の計画みたいなものに瑕疵がないかというあたり、中心に見ていただきたいと思います。

(委員)この分布図の真ん中の下あたりのシラネアオイ群生地、これは解除になっているので、消したほうがよい。

(会長)小国地区の西塔幸子記念館が入っていない。西塔幸子はファンがいるから入れておいたほうがいいです。

(事務局)関連施設では記念館を入れていたのですが、一覧のほうに入れておきます。

(委員)P117に分布図があります。P120を見ると、黄色の線で、こちらの分布図の中には、末広町の方から山口公民館のところ、黄色で着色された線が見えて、もし事務局で調査されている宮古岩泉の旧道の落とし込みが出来たら、ここら辺が交通の要衝だったというのが分かりやすい。

(事務局)P117の田代区域の地図の中で、旧道を表現していく。やってみます。

(会長)ほとんど旧道は残っているのですか。

(委員)山道です。このP117の分布図にあるように、中央あたりに追分碑があり、また亀岳山神社というのが出てきますが、この石は街道沿いに置かれたというので、このあたりに道が走っているだろうと思います。すべて林道というか、山道ですけど、馬が通れるくらいの。

(会長)落ち着いたあたりに調査をするということで。

(事務局)だいたい検討は付いているので、これくらいの尺なら書けると思います。

(会長)ただ、やはり黄色は目立たない。見えないですね。

(会長)重茂は何かないですか。灯台か。あとは何かありますか。

(委員)姉吉の石碑。

(事務局)P123の文化財一覧の6番で、津波碑とだけ書いています。これが姉吉でP124の鮭ヶ崎のところにある赤い文字が姉吉の石碑です。

(会長)文化財保存活用区域については、あとで文化財一覧などについて追加があるかもしれませんが、基本的にこういう形で進めたい。この中で、いろいろ保存活用の取り組みをしていくわけであり、それが第9章に書かれております。関連文化財などと絡み合わせてまとめたものがこれになるわけ。そこで第10章で最終的に防災・防犯というのが謳われて、それから第11章で推進体制ということになるわけであり、この辺が弱いので

はないかとか、あるいは多すぎるとか、もう少し踏み込んでもよいのではないかとか、何でも結構です。全体を通じて何かあれば、ご発言いただきたいと思います。といいますのは、粗々これをもってパブコメをすることになります。また、議会への質問、説明などもこれを使ってとなると思いますので、遺漏のないような形で提示できれば、ということになります。特にパブコメについては、市内外のいろいろな方々がご覧になる可能性がありますので、そういった意味で何か問題があったり、あるいは先ほどシラネアオイがありましたように、ちょっと個人情報も含めて、公開するのが適切ではないようなところもあったりいたします。秋田県で、やはり個人情報が含まれるところがありまして、急遽削除いたしました。そういったこともありますので、最終的にちょっとチェックをしていただければと思います。

(委員) 第7章と第8章のところで、文化財の一覧の表の見方ですけれども、名称があって類型があって指定等と。類型と指定等はそれぞれここには何が入るのでしょうか。ものによってはAランクと入っていたり、指定等のところでジオサイトがあったり、いろいろなものが入っている感じがします。

(会長) 類型じゃなくて、区分の方がよいか。

(事務局) 最終的な文化庁の指針だと類型となります。今、国指定、県指定、市指定と未指定だと思いますが、ジオサイトに入っているものも説明して一覧を載せていますし、あとは自然のほうだと希少な動植物というところで、できるだけ入れた方がいいのか。あとは田老観光ホテルとか、津波遺構になっている。それも正式なのかどうか分からないですが、そういうふうになっているので、一応書いています。

(委員) 例えばP125の表で見ると、13から17は無形民俗文化財、文化財の中のカテゴリーだと思いますが、その2つ下、19が地質鉱物となっていて、指定がジオサイトとなっている。並列にしていいのか、というところが疑問です。文化財についてはこれでいくけど、それ以外のものは欄をもう一つ追加して、横に書いていくとか。植物はAランクとあったりするので、これは貴重種のことだろうと思いますが。木の博物館という記載もありますね。

(事務局) 地質鉱物というのが、文化財保護法の類型で、指定になる前の部分のものです。ジオの方では類型はやっていないので、ジオサイトで腹帯の混在岩っていう名前にしてやっていたので入れました。書き方としては未指定と書くか。

(委員) 指定等の横にもう一つ欄を作って、ジオサイトじゃなくて未指定にしておいて、もう一つ右の欄にジオサイトとする。重複しているというすごく大事な情報だと思うので、文化財といえばこれだけでも、そのほかにジオサイトになっているとか。貴重種としてランキングされているとか、追加されていく方がいいと思います。

(事務局) では未指定と書いて、横に併記する。

(会長) 文化財の種別で区分するならそれでやって、横にジオサイトとか別な要素が入ってくるから問題。文化財の区分なら区分でやって、6区分あるわけなので、種別が。その中で有形文化財については美術工芸、建造物から始まって、考古資料まで細分が行われているわけです。それから史跡については、史跡名称天然記念物。天然記念物の下にさらに地質、鉱物、植物というような分類がある。どこの時点で、どのカテゴリーで提示するかときちんと決めておけばいいだけの話。文化財の種別でいえばこれに当たるということを書いて、それが国の指定なのか、市の指定なのか未指定なのかという分類をする。さらにその他にジオサイトとして関連しますよ、Aランクの保護対象になっていますよ、というように書く。それがごちゃ混ぜになっているのではないかということです。類型ではなく、文化財の区分とか種別というところで、そこでまず一本柱を立てておいた方がすっきりするのではないですか。

(委員) その関連ですけれども、P107で、先ほど言われたAランクが木の博物館という

のが指定のところあります。別枠にした場合は、岩手県の絶滅の恐れのある動植物、岩手県のレッドデータブックのAランクとかBランクとかがないと、なんのランクなのかが分からないと思うのと、ただ木の博物館って書かないで、木の博物館の分館であるということ。例えば13番の早池峰山及び高松山のイチイ巨木群を木の博物館の分館16号というような表記のほうがよいのではないかと思います。

(事務局) これでいくと、P109の表の一番下に、「※」つけて、AランクBランクは岩手県レッドデータブックによるランク付けである。こういう書き方でいいですか。

(会長) これは文化財としての指定等があるかどうかの欄なわけです。そこに違う概念のものが入ってくるから混乱するので、所在地とか備考の欄を設けてそこに書けばいいだけの話だと思います。

(事務局) 備考欄を設けたとして、AランクBランクの説明はこういう書き方でいきます。

(会長) 指定等については、指定行為ができるのは国と地方公共団体だけですから、そうすると国なのか県なのか市なのか、あとは未指定と4つのカテゴリーしかないわけです。それが分かればいいだけの話です。それが登録であろうか指定なのか記録選定なのかっていうのではなく、そのところを書いておけばいいだけの話ではないですか。国指定文化財と県指定文化財と市指定文化財、国の中には登録があったり選定があったりするけども、それは全部国だと。行為主体者は国だと分かればいいだけの話。これだけの幅は必要ない。3文字入ればいいし、入るのは国、県、市、未というふうに4つしか入らない、というふうにして、あとのところは備考欄にAランク、Bランク、ジオサイトというのが入ってくればいいだけの話。

関連文化財群のところにも表があります。この表と、文化財保存活用区域のところの表の記載の形式が、統一したほうがいいのか、できないのか。それをちょっと一回検討してみたい。文化財保存活用区域の文化財一覧の表と、関連文化財群の構成文化財の表が、本来は共通するもののほうが分かりやすいのだけれども、ちょっとそれは難しいというのであれば、ただ第7章と第8章とでは、第8章の一覧表は全部それで同じ形式をとる。

(委員) いま説明のあった第8章と第7章、第8章では類型としていて、第7章では種類。

(事務局) 類型で統一します。

(委員) 第7章、第8章に至る第3章、第4章について。2点あります。第3章のP58のところ、地域の宝さがしでの15地区の聞き取りのことですけれども、ご苦労されて力を入れてきた事業だと思います。ただ、本文の記載が、最後のところ、調査の傾向を分析するのみにとどまって、それで表がきて、資料編にも資料はありますが、それで終わってしまっていて、すごくもったいないという印象を受けました。表が終わったP61のところ、「これらの聞き取り調査の結果は後列する第7章、第8章に反映させました。」、かつ第9章のところいろいろな事業が出てきますけど、「地域のお宝マップの保存活用事業の基礎事業として活用する予定である。」と、きちんと書かれたほうがよいと思います。別表にはアンケートの集計結果というの載っていますけれども、ただ資料編の中だけで完結して、まったく本文で触れられていない。こちら第7章とか第8章のストーリー作りであるとか、地区の文化財の抽出に役立たせたというような経緯もおありだと思いますので、そのことは聞き取り調査の結果とアンケート調査の結果をこのように反映しましたということをきちんとお書きになるのがいいと思います。

2点目。第4章のP62、これは「トピック」とか「特徴」とか「要素」というのが散見していて、いろいろなところで何度も出てきてしまっている印象を受けました。案ですが、表4-1というのはトピックにして、図4-1が主要要素として、そのうえでP64のカラフルな図がありますけれども、図4-2にして、特徴が出てくるといようにされたらいいのではないかと思います。もうちょっと踏み込んで繰り返しますと、P62の網を張っている



第4章の下、1の歴史文化の特色を表すトピックと要素というのを1の小見出しにされて、表4-1を表すトピックにして、緑色のところ項目と特徴ってここで出しちゃうと後で使えなくなってしまうのですね。ここはトピックにしたほうがよろしいと思います。そして主要な要素というのが本文の1行目にあるのですが、これは特色を表すトピック。2行目いきまして、「現代の暮らしと文化の項目別に表4-1のように整理しました。」これが表の1ですね。図4-1にいけますと、これは「宮古市の歴史文化の主要要素の整理図」というようなタイトルにされていいと思います。改めてP64に、タイトルを付けた図4-2に「宮古市の歴史文化の特徴」とされて記載する。本文のところの網線のかけた「整理図の記載内容を関連するテーマごとに分類し、5つの特徴を抽出しました」。「取り上げる」よりは「抽出」のほうがいいと思います。さらに「歴史文化の特徴を包括する背景」とありますが、これは背景と使うとすごくもったいなくて、特徴の後ろにあるものという印象を受けますけれども、そうではなくて、背景というよりは、包括するキーワードとかにされて、「北上山地と三陸海岸に育まれた森・川・海の歴史文化と捉えました。」。これが図4-2です。そのようにちょっと今考えましたが、いかがでしょう。

(会長) それぞれの委員の方、読んでいただいて気になったターム、ワードがあれば、ぜひ会議以降も事務局にお知らせ頂ければと思います。全体的に読んでみまして、癖がどうしても出てまいります。行政的な文章としてあまり形容詞とかは使わない。いろいろな意味にとれるような用語はできるだけ避けるというようなところが、行政が使うタームとしては基本になってくると思います。ちょっとこれは枠の中だけで納まるものではないと思いますけれども、ぜひそういう意味でちょっと気になるタームがあればお知らせ頂ければと思います。全体を通じてお読みいただいて、長時間かけて書いておりますので、最初と最後では、持つ意味が違ってきたりすることがよくあるわけですが、ぜひその辺も含めてもう少し読み込んでいただければと思います。

(委員) P124、現状と課題が整理されて、E-2だったら、最後に「充分な整備、活用が図られていません」。それを、方針E-2で「整備、活用について検討します」と書いてあって、これと同じような表現が結構あります。P102にも、現状と課題4-2で「十分な活用が図られていません」。4-3にも、「十分に活用されていません」。それに対する方針が、4-3は現状と課題になっていて、たぶん方針だと思いますが、方針4-2と4-3で「活用に取り組みます」というような書きぶりになっている。例えば観光と合わせて考えるとか、教育と合わせて考えるとか。具体的な切り口を、方針であるならばそういうスタンスで示したほうがいいと思いました。なんか、活用していないから活用します、という方針はちょっといかなものかと思いました。文言も含めて確認していただければと思います。どちらも所有者のある物件ですよ。はたして所有者の方の理解を得られているのかなというところもあると思いますので、どんな活用を求められているのか、シネマ・デ・アエルの活用の状況を見たりしていると、それなりに活用は楽しんでおられる。トイレのところも課題になっていて、蔵にもトイレがほしいよねという話も出ているようなので、その辺すり合わせていきながら、まちづくりに活用したいというお話だったので、ぜひ、所有者の方のご意見なんかも交えながら、利用者の声も聞きながらやれば良いと思いました。

(会長) すごく重要なご指摘ですが、文化財として指定とか、文化財として扱っていれば、文化財保護法に基づく文化財というのは、そういった保存し活用するという対象として選ばれたものというふうになっていますから、一応個人の財産権は尊重するということを前提に、いろいろ活用させていただくというのが文化財に指定する際の基本的な条件としてある。ただ、未指定のもので、あるいは個人の財産権に影響を及ぼすようなことについては、やはりその都度確認を取っておくというのが必要だろうと思います。

今のようなご指摘は、これからいろいろなアクションプランとか、具体的な活動を進めて

いくうえで基本的なところになりますから、まさにそういう意味で、市民にこれを広く周知するということが必要になってくるということだと思います。ぜひ、実際にアクションを起こす際には、基本になるということ踏まえておく。

それではちょっと短時間ではありましたが、この修正案についていろいろご意見は頂戴いたしました。さらに修正が必要なところもございます。しかしながら前回と大きく違った形で関連文化財群を整理していただいて、5つにまとめていただいたということ。基本的な構成というものはこれで確定することとなりますが、それでよろしゅうございますか。すなわちこの資料をもって、今日頂いた意見はあるけれども、反映した形で修正はいたしますが、パブリックコメント、あるいは市議会などへの情報提供などにはこのものをベースとして展開するというので、ご了承いただけますでしょうか。

それでは基本的なところは了承いただいたといたしまして、本日頂いたご意見を踏まえて、いろいろまた修正し、周囲へのパブコメという形にはなりますけれども、提示をするということで、今後進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

<以上、全会一致で了承。>

(5) その他

(6) 閉会